

(案)

第3次七尾市地域福祉計画

令和3年 月

七尾市

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市では、平成16年10月に七尾市民ふれあい福祉条例を策定して以降、希望と安心に満ちた福祉社会を目指すため、市、市民及び事業者が一体となって、地域福祉の実現と福祉のまちづくりを総合的に推進してきました。

地域の現状は、少子高齢化が進む中、核家族化や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加が進んでいます。さらに、地域コミュニティの希薄化や空き家の増加など生活に直結する危機にも直面しており、地域におけるニーズは日々変化しています。

第1次、第2次地域福祉計画では、地域福祉のネットワークづくりや緊急連絡体制・支援体制の整備、活動の中心となる人材の育成、地域活動の場づくりなど地域における支え合いが充実した暮らしやすいまちづくりを進めてきました。

地域福祉には、地域の高齢者、障害者、生活困窮者、子育て家庭など、支援を必要としている人を地域全体で支え、地域住民がお互いに支え合い、助け合う意識が重要です。

そのうえで、住民一人ひとりが住み慣れた地域において安全、安心、快適に生活していけるよう、さまざまな課題に対し、取り組むべき施策についての基本方針を示すものとして「第3次七尾市地域福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、七尾市民ふれあい福祉条例第8条に基づき、社会福祉事業の健全な発達を支援し、提供するサービスの適切な利用を推進することを目的に、社会福祉法第107条に規定されている事項を定めています。

また、「第2次七尾市総合計画」を最上位計画とし、目指す将来像である「能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお」の実現に向け、まちづくりの基本方針との整合を取りながら策定しています。加えて、高齢者・障害者・子ども・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることで福祉分野の「上位計画」と位置付けています。

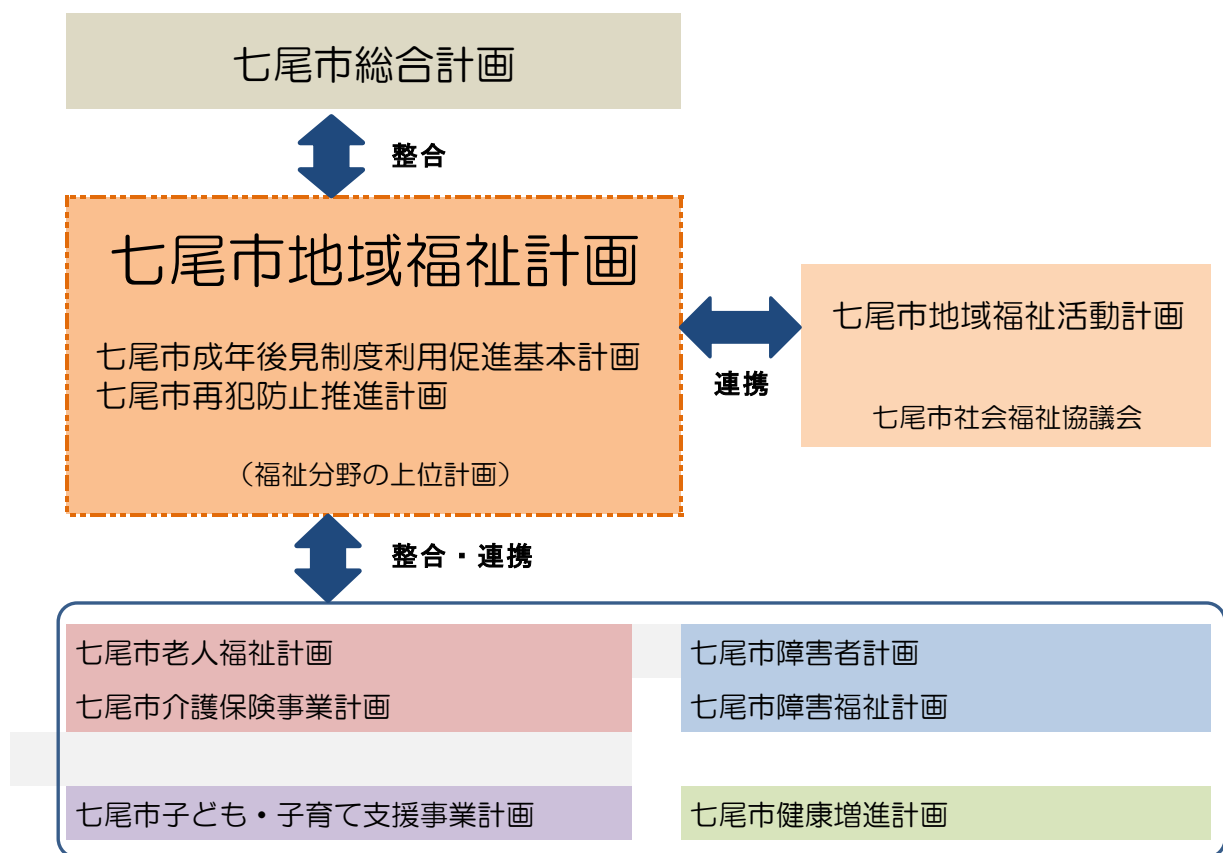
なお、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は本計画に含まれています。

(2) 関連計画との関係

本計画を福祉分野の上位計画と位置付けていることから「七尾市老人福祉計画」、「七尾市介護保険事業計画」、「七尾市障害者計画」、「七尾市障害福祉計画」、「七尾市子ども・子育て支援事業計画」、「七尾市健康増進計画」などの個別計画においても、本計画との整合・連携が図られています。また、七尾市社会福祉協議会が策定する「七尾市地域福祉活動計画」とも連携を図っています。

(図) 計画の位置づけ

図) 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。
 ただし、前期5年間、後期5年間とし時間経過による見直しを実施します。

(図) 計画の期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2次七尾市総合計画 (令和元年度～令和10年度)									
[本計画] 第3次七尾市地域福祉計画 (令和3年度～令和12年度)					見直し→				
七尾市老人福祉計画 第8期七尾市介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)			七尾市老人福祉計画 第9期七尾市介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)			七尾市老人福祉計画 第10期七尾市介護保険事業計画 (令和9年度～令和11年度)			
第5次七尾市障害者計画 第6期七尾市障害福祉計画 (令和3年度～令和5年度)			第6次七尾市障害者計画 第7期七尾市障害福祉計画 (令和6年度～令和8年度)			第7次七尾市障害者計画 第8期七尾市障害福祉計画 (令和9年度～令和11年度)			
第2期七尾市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)				第3期七尾市子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)					
七尾市健康増進計画(第2次)改定版 (令和3年度～令和7年度)					七尾市健康増進計画(第3次) (令和8年度～令和12年度)				
第3次七尾市地域福祉活動計画(七尾市社会福祉協議会)									

4. 計画の推進体制

地域福祉計画に基づき施策を推進するためには進捗管理が不可欠です。七尾市健康福祉審議会において、施策の実施状況等の検証・評価を行い、本計画を推進します。

また、地域福祉を推進する中核的な機関として位置づけられ、地域における総合的なコーディネーターとして重要な役割を果たしている七尾市社会福祉協議会と密接に連携し、本計画と「七尾市地域福祉活動計画」を一体的に推進します。

第2章 地域福祉の現状と課題

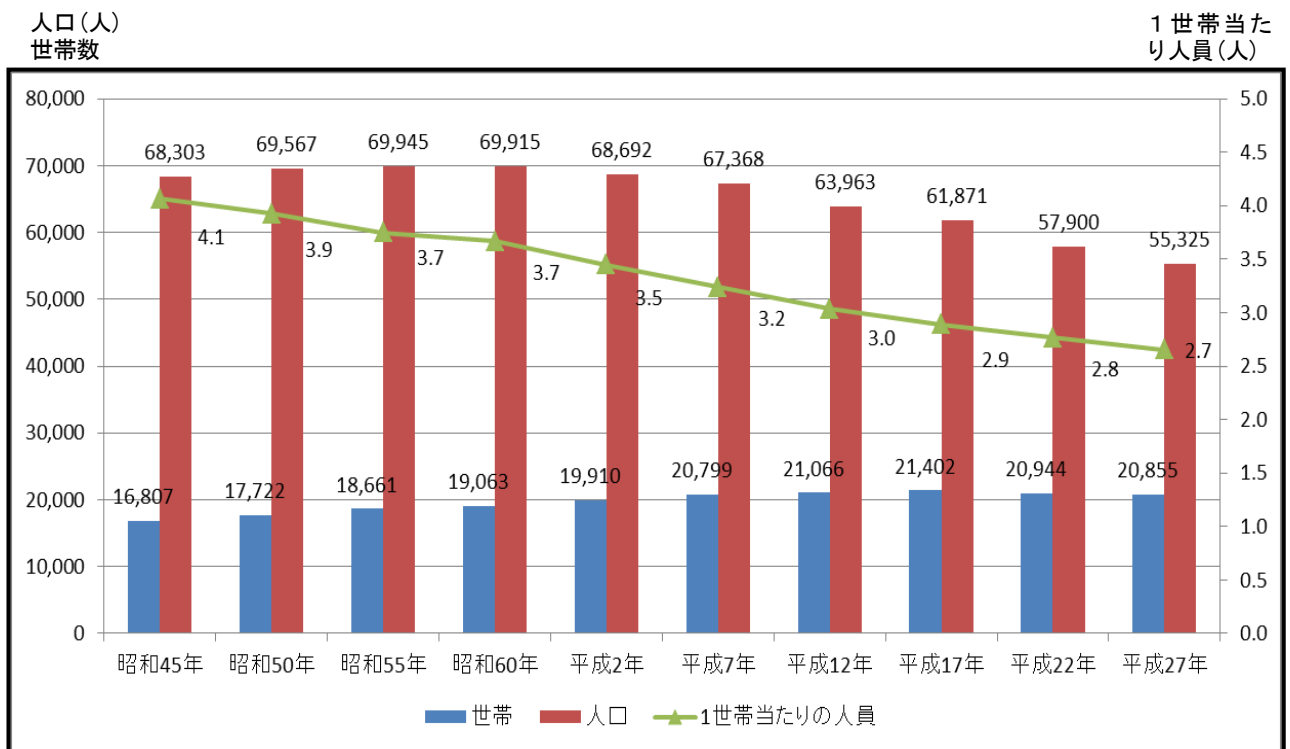
1. 現状

(1) 統計データ

国勢調査の結果を見ると、総人口は、昭和55年の69,945人をピークに減少し、平成27年には55,325人となり、35年間で14,620人減少しています。

世帯数は、平成17年まで緩やかに増加していましたが、それ以降は減少傾向となっています。総人口が減少する中で、世帯数が増加していること、1世帯当たりの人員が減少していることから、核家族化が進んでいることが見て取れます。

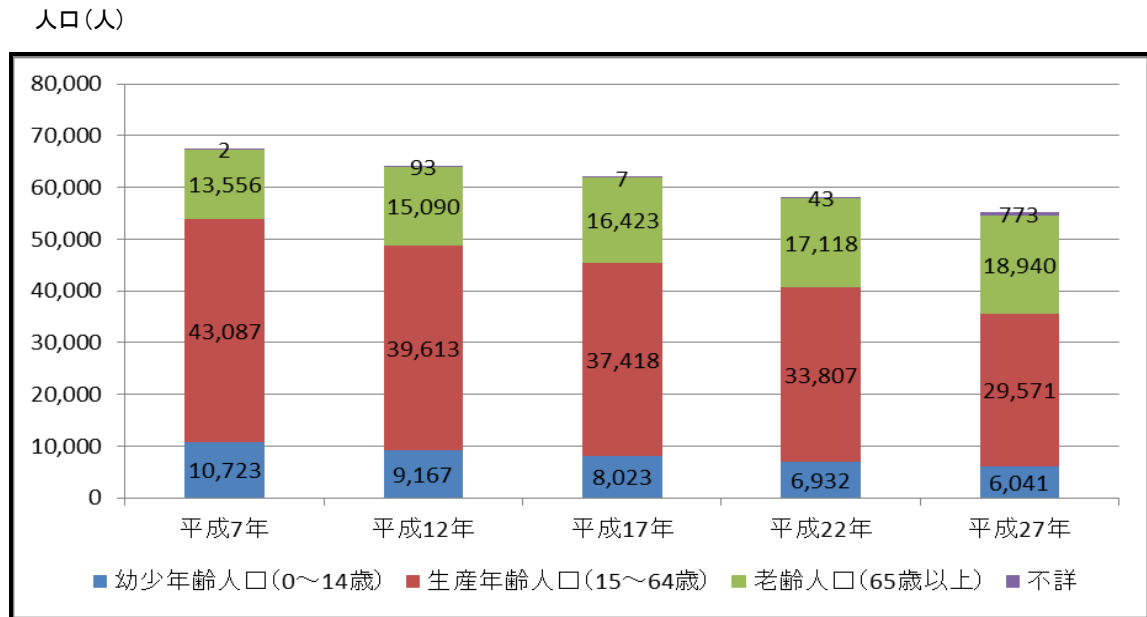
■七尾市の人口、世帯数及び世帯当たり人員数の推移



資料：国勢調査（昭和45年～平成27年）

年齢区分別では、年少人口（0～14歳）の比率と生産年齢人口（15～64歳）の比率が減少しているのに対し、高齢人口（65歳以上）は増加していることから少子高齢化が進行していることが見て取れます。また、平成7年は、高齢者1人を生産年齢約3.1人で支えていましたが、平成27年は、高齢者1人を生産年齢約1.5人で支えていることが分かります。

■七尾市の年齢3区分別人口の推移

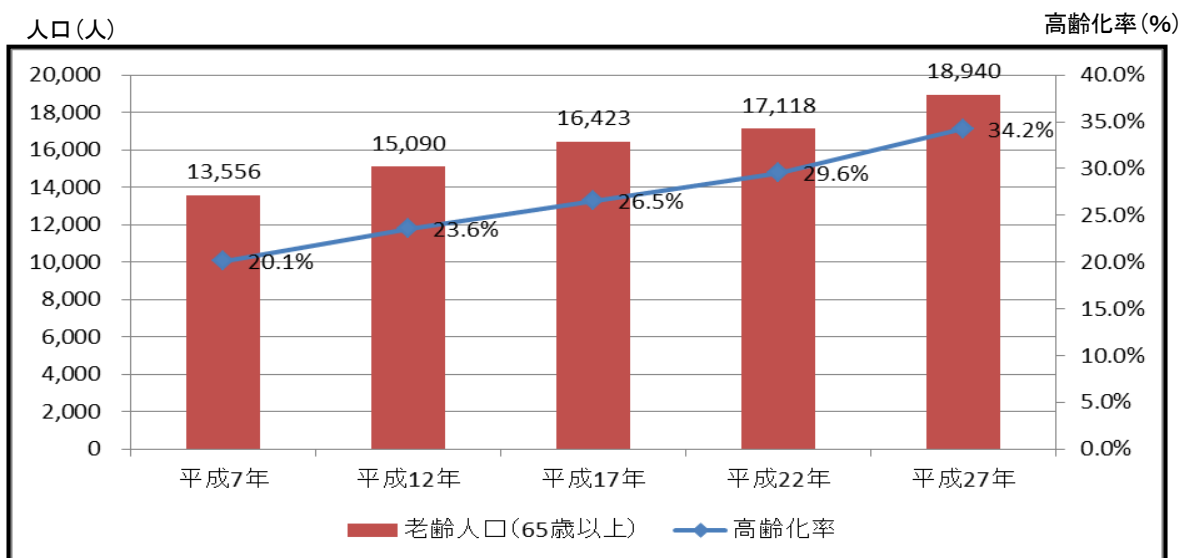


資料：国勢調査（平成7年～平成27年）

高齢化率は、年々上昇し、平成27年には34.2%となっており、全国平均（26.7%）と比べてもかなり高い傾向です。約3人に1人が高齢者となっており、ひとり暮らしの高齢者世帯が増加しています。

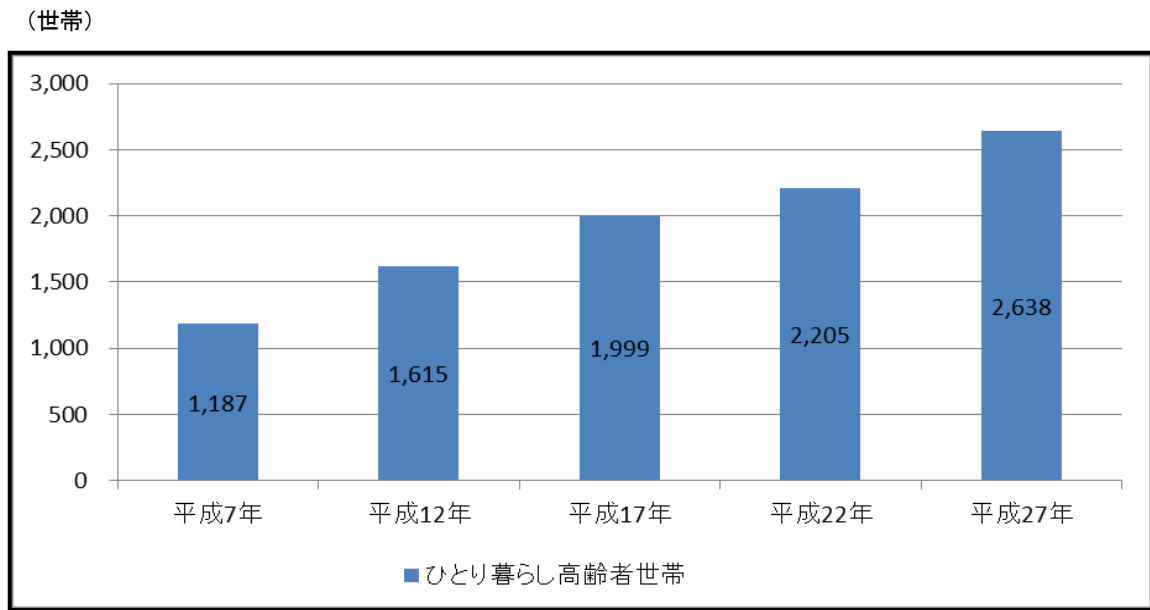
また、要支援・要介護者認定者数は、平成27年からほぼ横ばいで推移しています。

■高齢化率の推移



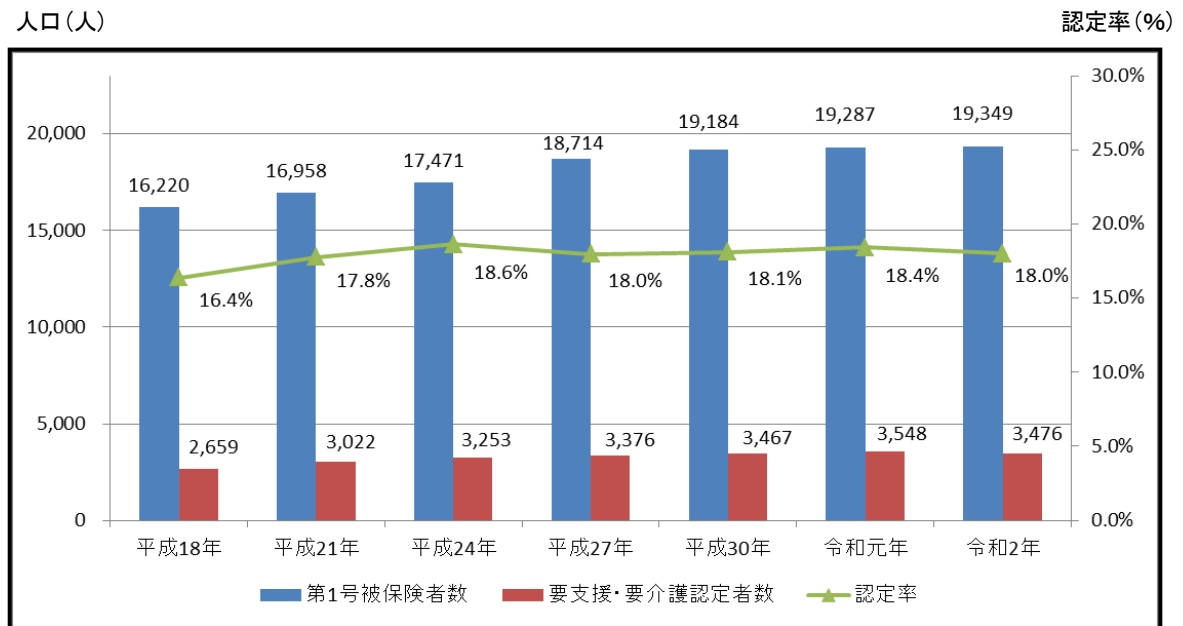
資料：国勢調査（平成7年～平成27年）

■ひとり暮らし高齢者世帯の推移



資料：国勢調査（平成7年～平成27年）

■要支援・要介護認定者数の推移



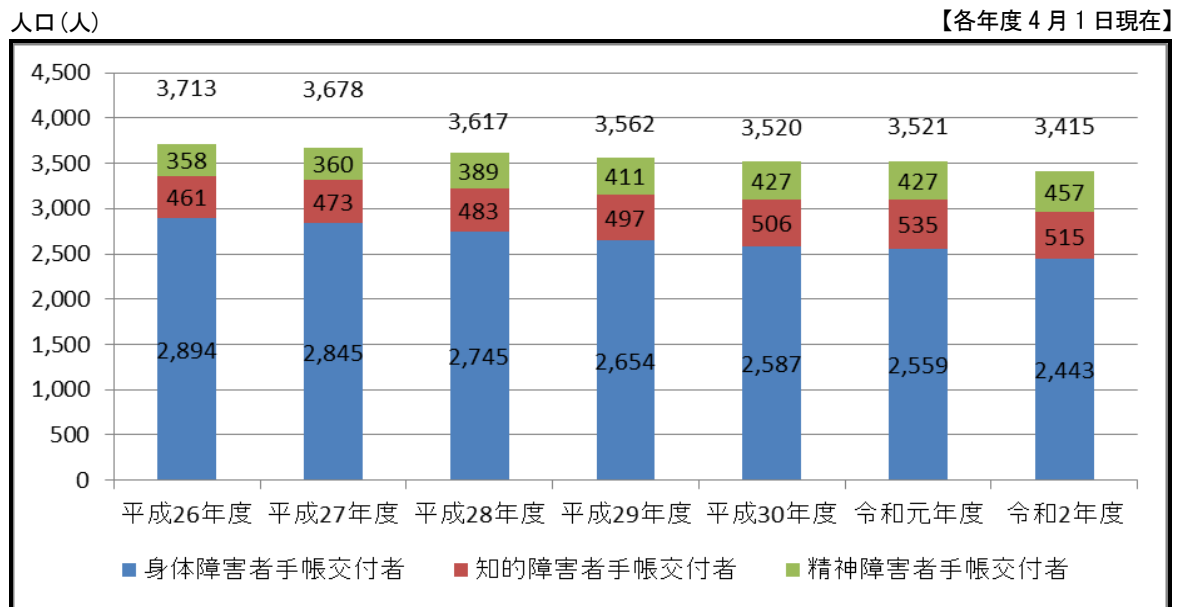
【各年度9月末現在】

資料：介護保険事業状況報告（平成18年～令和2年）

※要支援・要介護認定者数には第2号被保険者は含まない。

障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、その中でも身体障害者手帳所持者数が年々減少しています。

■障害者数の推移



資料：福祉課調（平成26年～令和2年）

(2) 地域福祉懇談会

① 実施概要

本計画の策定にあたり、地域の現状と課題を把握し、より多くの住民の視点を取り入れるために、全15地区で地域福祉懇談会を開催しました。

② 実施方法

班分けを行い、身近な困りごとの洗い出し、解決に向けた取り組みなどを話し合いました。

③ 地域の身近な困りごと

身近な困りごとのうち、地域として優先的に解決した方がいいと思うことを自分たちで順位付けしました。その結果の取りまとめが以下の順位です。

地域の身近な困りごと（全地域のまとめ）

順位	分類	身近な困りごと
1位	「移動」	<ul style="list-style-type: none"> ・免許返納後の移動 ・公共交通がない、不便 ・障害者、高齢者の移動
2位	「生活」	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者の生活問題 ・草むしり、ゴミ出し、除雪 ・ゴミ当番、集積所が遠い
3位	「見守り」	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の構築が難しい ・障害者、高齢者の見守り ・通学路の見守り ・引きこもり高齢者の見守り ・高齢者の安否確認
4位	「買い物」	<ul style="list-style-type: none"> ・店が少ない ・自動車がない ・買い物に行けない ・移動手段がない ・交通の便が悪い
5位	「つながり」	<ul style="list-style-type: none"> ・世代交代ができない ・近所付き合いの希薄化 ・若い人の地域離れ ・地域行事への参加が少ない ・居場所がない ・集まる場所がない
6位	「担い手」	<ul style="list-style-type: none"> ・世代交代ができない ・地域活動の存続ができない ・地域活動者の人材不足 ・町会役員の担い手がいない ・集落の維持が困難
7位	「介護」	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅介護が可能か不安 ・施設入所(利用)ができるのか不安 ・仕事と介護の両立ができるのか ・独居、高齢者のみ世帯の介護について ・制度が良くわからず不安
8位	「空き家」	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の管理 ・倒壊、防犯、防災上の問題 ・持ち主と連絡が取れない ・空き家の増加
9位	「獣害」	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる被害 ・ごみのポイ捨てによる猫・カラスの問題
10位	「防災・災害対策」	<ul style="list-style-type: none"> ・水害対策 ・風水害への対策 ・地域の防災 ・高齢者の避難体制の検討 ・避難所の周知 ・要援護者の避難 ・災害時の地域の対応

2. 課題

(1) 地域を取り巻く課題

人口減少や少子高齢化の進行から、地域活動が低下する傾向にあり、つながりが弱くなっている状況です。地域福祉を進めるには、一人ひとりのつながりを強め、信頼関係を築くことで、お互いが支え合えるネットワークづくりが重要です。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、ネットワークから外れた人や、支援を求める声を出せない人を早期に発見し、支援につなげる体制づくりが必要です。支援が必要な人を特別視するのではなく、社会の一員として地域社会への積極的な参加を促すことが重要です。

地域活動を進めるためには、活動の中心となるリーダーや、活動を担う人材の育成と地域住民が活動について知り、体験する機会が必要であり、幅広い住民の参画を得て、地域福祉を推進していく必要があります。

(2) 高齢者を取り巻く課題

高齢になるにつれ、避けようのない体力の衰えや認知機能の低下などにより、これまで自身でできていた買い物や移動、自宅の草むしり・ごみ出し・除雪などの日常生活が思うようにできなくなり、支援を求める人が増えています。今後も高齢化と高齢者世帯の増加が進行していく中で、このような支援を必要とする人が増えていくことが予想されます。その一方で、支援する側になれる元気な高齢者が増えることも予想されます。地域では、元気な高齢者をはじめ地域の貴重な財産と支援を求める高齢者をどのように結びつけ、取り組むかが課題となっています。

また、高齢者がいつまでも元気で暮らすためには、自身の健康を保つことや生きがいを感じる事が重要です。社会参加や介護予防という観点からも、高齢者が集い交流できる場や、勤労意欲のある高齢者が働ける場を設けることも課題となっています。

(3) 障害者を取り巻く課題

今もなお、障害者に対する差別や偏見は根強く残っています。そのことが原因で障害者自身が、閉じこもりがち傾向にあり、ふれあいの機会が少なくなっています。障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心した生活を送ることは全ての人の願いです。住民一人ひとりが障害や障害のある人への理解を深めることが重要です。

また、障害者が地域社会で自立して暮らしていくためには、生活していただくだけの収入が必要です。障害者の雇用機会の確保も求められており、情報提供も含めたしくみづくりが課題となっています。

(4) こどもを取り巻く課題

子どもを取り巻く環境は、少子化・核家族化・ひとり親家庭の増加などにより大きく変化し、子育てに関する相談窓口の充実や子どもの居場所づくりの支援などが求められています。しかしながら、時代の変化に伴い、子育て家庭では、プライバシーの考え方や地域との関り方など生活に対する意識が変化し、地域全体で子どもを育てていくという意識はかなり薄くなっています。

子どもを生み育てる基本的な責任は、その家族にあるとの認識のもと、次の時代を担う子どもが、安全安心な環境で健やかに生まれ育てられるよう、子どもと家庭を地域全体で応援していく取り組みが必要です。

(5) 共通する課題

福祉サービスについては、さまざまなものが提供されていますが、サービスの種類や利用方法などの情報が必要な人になかなか伝わっていない状況です。情報提供のあり方も含めて、より利用しやすいしくみを引き続き整えていく必要があります。

健康については、子どもから高齢者までが生涯にわたって健やかな人生を送るため一人ひとりが生活習慣への関心を深め、自分の健康状態を知り、健康づくりに取り組むことが重要です。日々の暮らしの中で、健康づくりを実践しやすくするため、自主的な健康づくりグループへの支援や、地域ぐるみで健康づくりを行えるような支援体制の整備が必要です。

生活困窮者については、早期に把握し、地域全体として見守る必要があるため、ネットワークを強化し、働く場や交流できる場を広げていくことが必要です。

さまざまな精神上的の障害が理由で判断能力が不十分な人については、地域で自立して暮らし続けるために、権利や利益を守ることが必要です。

第3章 計画の目標

1. 目指す将来像

誰もが住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくために、すべての人たちが希望と安心に満ち、幸せを実感できる福祉社会の実現を目指します。

《目指す将来像》

「希望と安心に満ちた福祉都市」

2. 基本理念

目指す将来像を実現するためには、人としての尊厳と自由が守られ、生きがいをもって社会活動に参加できるよう、さまざまな障壁を取り除くことが大切です。また、お互いの理解を深め、共に助け合い、共に生きるという考えに立ち、全ての市民との協働により「地域共生社会」を実現していかなければなりません。

本計画では、七尾市民ふれあい福祉条例に基づき「希望と安心に満ちた福祉都市」の実現のため、以下の3項目を基本理念とします。

1. すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり
2. 偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり
3. 心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり

3. 基本方針

地域福祉の将来像である「希望と安心に満ちた福祉都市」を実現するため、本計画の基本方針を次のように定めます。

基本方針1	支え合いの「しくみ」づくり
--------------	----------------------

人口減少や少子高齢化の進行から、地域のつながりが弱くなっている状況の中、住民一人ひとりのつながりを強化し、地域コミュニティの活性化を図りながら支え合える「しくみ」を強化する地域福祉ネットワークづくりを促進します。

- 地域福祉体制の充実
- 安心して暮らせるしくみづくり
- 安心して生み育てられるしくみづくり
- 人にやさしい環境づくり
- 適切な福祉サービスの利用促進
- 健康づくりの支援

基本方針2	支え合いの「こころ」づくり
--------------	----------------------

地域活動を進めていくために、活動の中心的リーダーや、活動を担う人材となる人を育成します。また、支え合う意識づくりや福祉の「こころ」を育む福祉教育の充実に努めます。

- 地域福祉を支える人づくり
- 支え合う意識づくり

基本方針3	支え合いの「活動の場」づくり
--------------	-----------------------

地域における「活動の場」や活躍できる場づくりを促進し、積極的に支援します。また、勤労意識のある人が働ける場やさまざまな交流の場づくりを促進します。

- 地域における活動の場づくり
- 就労・雇用の促進
- 地域交流の促進

4. 地域福祉の施策体系図

将来像	基本方針	基本施策
希望と安心に満ちた福祉都市	1. 支え合いの「しくみ」づくり	(1) 地域福祉体制の充実
		(2) 安心して暮らせるしくみづくり
		(3) 安心して生み育てられるしくみづくり
		(4) 人にやさしい環境づくり
		(5) 適切な福祉サービスの利用促進
		(6) 健康づくりの支援
	2. 支え合いの「こころ」づくり	(1) 地域福祉を支える人づくり
		(2) 支え合う意識づくり
	3. 支え合いの「活動の場」づくり	(1) 地域における活動の場づくり
(2) 就労・雇用の促進		
(3) 地域交流の促進		

取り組み

- ①相談支援体制の充実
- ②地域福祉ネットワークの充実
- ③緊急連絡体制・支援体制の充実
- ④地域福祉活動団体への支援

- ①社会参加の促進
- ②介護支援体制の充実
- ③生活支援体制の充実
- ④生活困窮者支援の充実
- ⑤成年後見制度の利用促進
- ⑥再犯防止に向けた取り組みの推進

- ①地域における子育て支援体制の構築
- ②子どもの安全な居場所づくり
- ③要保護児童へのきめ細やかな対応

- ①ユニバーサルデザインの推進
- ②生活環境の充実
- ③交通手段の確保

- ①福祉サービスの利用に関する情報提供
- ②サービス利用に結びついていない要支援者への対応
- ③福祉サービスの質の確保

- ①地域における健康づくり活動の支援

- ①活動の中心となる人材の育成
- ②活動の担い手となる人材の育成

- ①広報・啓発活動の充実
- ②福祉教育の充実
- ③体験学習の充実
- ④こころのバリアフリーの推進

- ①通いの場の充実
- ②活躍できる場の充実

- ①高齢者の就労支援の充実
- ②障害者の就労支援の充実
- ③生活困窮者の就労支援の充実

- ①世代間交流の促進
- ②福祉関係施設と地域住民との交流促進
- ③当事者同士の交流促進

第4章 施策の推進

1. 支え合いの「しくみ」づくり

(1) 地域福祉体制の充実

① 相談支援体制の充実

地域住民やさまざまな組織が役割と責任を持ち、支え合いながら活動できる「地域共生社会」の実現をめざし、包括的な相談支援体制を充実させます。

② 地域福祉ネットワークの充実

地域住民のつながりを強め、お互いを支え合う地域福祉のネットワークがより強固なものとなるよう支援します。民生委員をはじめとするさまざまな活動団体と関係機関がより相互に連携することで、要支援者が、ネットワークから外れないようなくみの充実を図ります。

③ 緊急連絡体制・支援体制の充実

災害時などの緊急時には、平時から顔の見える関係づくりや助け合い・支え合いの取り組みが重要です。平時から避難行動要支援者名簿や高齢者世帯台帳への登録を促進することで、緊急時の地域における緊急連絡体制や支援体制の充実を図ります。

④ 地域福祉活動団体への支援

地域福祉の中心的存在となっている地域づくり協議会や地区社会福祉協議会による地域の特性を生かした住民主体の活動支援の充実を図ります。

また、実際の活動において中心的役割を果たす民生委員が円滑に活動できるよう積極的に支援します。

(2) 安心して暮らせるしくみづくり

① 社会参加の促進

高齢者がこれまでに培った豊かな経験・知識・技能を生かし、健康で生きがいを感じながら、地域福祉活動や各種ボランティア活動などに積極的に参加できる環境づくりに努めます。

また、障害者の社会参加の機会の創出、移動支援や手話通訳者の派遣など各種支援の充実に努めます。また、障害に関する理解を推進し、障害者の社会参加を促進します。

② 介護支援体制の充実

支援が必要な高齢者の早期把握に努め、自立支援や介護予防の推進を図り、生活機能の低下を防止します。また、在宅介護サービスの充実や円滑な運営により、地域包括支援センター ※1 の機能強化に努めます。

③ 生活支援体制の充実

在宅福祉サービスの充実や、きめ細やかな相談支援体制の推進を図り、高齢者や障害者の自立した生活を支援します。また、地域における住民主体の見守り体制や生活支援体制の充実を図ります。

④ 生活困窮者支援の充実

地域の中でネットワークを持たない孤立した失業者、高齢者、障害者、ひとり親世帯など、多様な生活課題により増加している生活困窮者に対し、日常生活、社会生活の自立に向けた支援プログラムの策定など、生活困窮者に対する総合的な自立支援体制を確立します。

⑤ 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

さまざまな精神上的の障害が理由で、判断能力が不十分なため意思決定が困難な人の権利や利益を守るため、成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。

また、支援が必要な人の早期発見に努め、保健・医療・福祉・司法が一体的に連携し、利用者がメリットを実感できるよう制度の充実を図ります。

⑥ 再犯防止に向けた取り組みの推進（再犯防止推進計画）

犯罪をした人が、地域で孤立せず安定して暮らせるよう社会を明るくする運動などをおして、地域における再犯防止に関する理解を推進します。また、再犯を防止するうえで、重要となる就業や住居が確保できるよう関係機関と連携を図り、七尾鹿島保護区保護司会 ※2 の活動を支援します。

(3) 安心して生み育てられるしくみづくり

① 地域における子育て支援体制の構築

子育て中の家庭が孤立しないよう、認定こども園 ※3 ・保育園を軸とした子育て支援のネットワークを充実させ、地域における子育て支援体制の構築を図ります。

※1 地域包括支援センター …… 高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上のために必要な援助・支援を包括的に行う機関

※2 七尾鹿島保護区保護司会 …… 七尾市・中能登町の保護司で構成され、犯罪をした人の改善や更生を助ける活動を中心にさまざまな地域と連携した活動を行っている団体

※3 認定こども園 …… 幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設

② **子どもの安全な居場所づくり**

子どもの心身の健やかな成長のため、地域における子どもの安心・安全な居場所の確保を図ります。また、子どもを犯罪などの被害から守り、安全を確保するために、関係機関や団体、地域が一体となって協力し、安全体制、防犯体制の強化を図り、安心できる子育て支援のネットワークづくりを図ります。

③ **要保護児童へのきめ細やかな対応**

家庭児童相談室を中心とした総合的な支援体制の強化、対応機能の強化に努め、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めます。また、民生委員などによる地域での見守り、声かけなどの連携や強化と体制づくりを推進し、地域における支援体制の構築を図ります。

(4) 人にやさしい環境づくり

① **ユニバーサルデザインの推進**

全ての人々が快適に利用できるユニバーサルデザイン※を推進し、公共施設などの整備に努めます。

また、地域において、障害者や高齢者などが安全・快適に移動できるように、道路の段差解消や公共交通機関のバリアフリー化を図ります。

② **生活環境の充実**

高齢者や障害者が日常生活の安全、快適、利便性を高めるとともに、住宅のバリアフリー化の支援やニーズに応じた住まい方の支援など、安心して生活できる環境づくりに努めます。

③ **交通手段の確保**

子どもや、車の運転ができない高齢者や障害者などが、地域活動を行うためには、交通手段が欠かせないことから、地域で生活していくためにニーズに応じた交通手段の確保に努めます。

(5) 適切な福祉サービスの利用促進

① **福祉サービスの利用に関する情報提供**

市広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどの媒体と各種団体の会議や地域での小さな集まりなどの機会を活用し、福祉サービスの情報提供を充実させます。

また、支援を必要とする人に直接関わる民生委員や関係機関にも福祉情報を積極的に提供します。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無に関わらず全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された仕様や設計

② サービス利用に結びついていない要支援者への対応

サービスの周知不足や家庭内のさまざまな問題などを理由にサービスの利用に結びついていない人を早期に発見できるよう民生委員などによる見守り体制の充実を図り、必要なサービスを提供できるよう専門職員を派遣します。

③ 福祉サービスの質の確保

多数のサービス事業者の参入によりサービスの量が確保される一方で、利用者の利益を守るため、苦情や不安、不満を解消できるような相談窓口を充実させます。

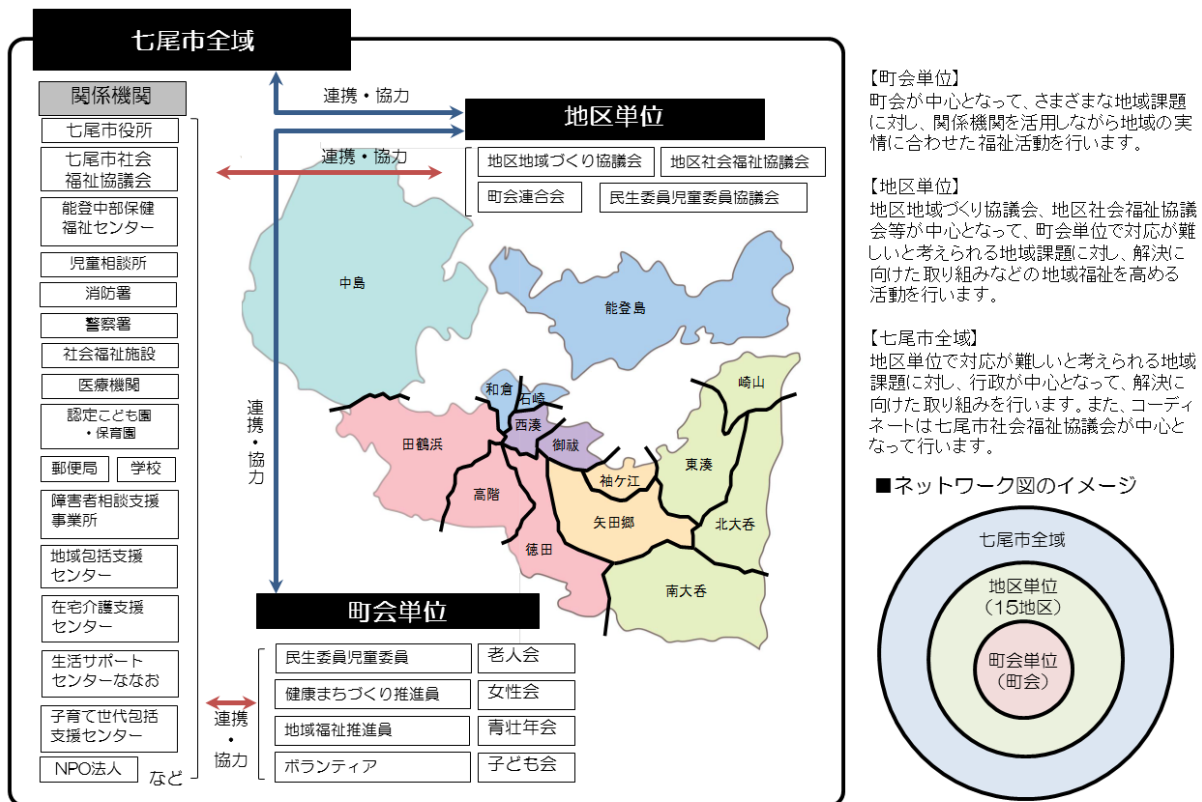
また、サービス別の事業者が集まる連絡会などで、専門性を高めるような研修を行い、併せて事業者への助言・指導を行います。

(6) 健康づくりの支援

① 地域における健康づくり活動の支援

全ての人がいままで健康で住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、関係機関と連携し、健康まちづくり推進員を中心とした地域ぐるみの健康づくり活動を支援します。

(図) 七尾市地域福祉ネットワーク全体図



※本計画における地域福祉ネットワークとは、地域において住民同士が助け合い、支え合える体制やしきみを指しています。町会や地区単位で結成されている地域福祉ネットワーク（自主防災組織）の団体名を指すものではありません。

2. 支え合いの「こころ」づくり

(1) 地域福祉を支える人づくり

① 活動の中心となる人材の育成

地域の福祉に関する課題を住民が主体的に解決できるよう、さまざまな研修会を充実させ、民生委員をはじめとした地域福祉のリーダーの育成、資質の向上に努めます。

② 活動の担い手となる人材の育成

支援が必要な人と適切に関わるには、一定の知識が必要となるため、さまざまな養成講座を充実させ、サポーターなどの地域の担い手を育成します。

(2) 支え合う意識づくり

① 広報・啓発活動の充実

全ての人々が家庭や地域の中で安心した生活を送れるよう市広報誌やホームページ、ケーブルテレビなどの媒体と各種団体の会議や地域での小さな集まりなどの機会を活用し、支え合う意識と行動の重要性について広報と啓発を充実させます。

② 福祉教育の充実

小・中学校や高校における福祉教育を推進するため、関係機関や地域活動と連携し、児童や生徒の福祉の心の教育に努めます。

また、市政講座の内容を充実させるなどにより福祉への関心を高めます。

③ 体験学習の充実

実際の経験や体験による学習の機会是非常に大切であることから、認定こども園・保育園、小・中学校、高校などが現在行っている地域とふれあう機会の充実を図ります。

④ こころのバリアフリーの推進

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を目指すため、お互いが理解する機会を増やし、理解を深めていけるよう努めます。

3. 支え合いの「活動の場」づくり

(1) 地域における活動の場づくり

① 通いの場の充実

地域では、気軽に集い、交流する場が求められています。社会参加や介護予防、健康づくりの観点からも介護予防グループデイなどの住民主体の通いの場が充実するよう支援します。

② 活躍できる場の充実

これまでに培った貴重な経験・知識・技能を地域において発揮できる場の充実を図ります。また、地域福祉の担い手として育成された人が地域で活躍できる場の創出を積極的に支援します。

(2) 就労・雇用の促進

① 高齢者の就労支援の充実

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、健康づくりや生きがいづくりの観点からも、専門的知識や技術の習得などによる就労、雇用の拡大を図ります。

また、公共職業安定所などと連携し、雇用情報の提供に努めます。

② 障害者の就労支援の充実

障害者の能力や特性に応じた就労支援、公共職業安定所などの関係機関との連携強化や事業者に対する障害特性の理解啓発など、障害者の自立に向けた就労支援の充実に努めます。

③ 生活困窮者の就労支援の充実

経済的に困窮している人の自立を促進するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援や公共職業安定所などとの連携による自立支援体制を構築し、就労機会の充実に努めます。

(3) 地域交流の促進

① 世代間交流の促進

認定こども園・保育園、小・中学校の児童・生徒と、地域の高齢者との交流に積極的に取り組んでいる地域もありますが、異なる世代同士の交流をさらに促進し、お互いの理解を深める機会の確保に努めます。

② 福祉関係施設と地域住民との交流促進

福祉施設においては、地域との交流イベントなどを積極的に企画・運営してい

ますが、より地域住民と交流できる機会の創出を図ります。

③ 当事者同士の交流促進

介護している人、支援が必要な人、子育て中の親など同じ悩みを抱えている人同士が交流できる場づくりを促進し、積極的な活動を支援します。

1. 地域福祉懇談会実績

期間：令和2年1月28日から令和3年1月20日

No.	開催日	地区	人数
1	1月28日(火)	石崎地区	34
2	2月 1日(土)	東湊地区	42
3	2月 8日(土)	矢田郷地区	41
4	2月13日(木)	西湊地区	27
5	2月14日(金)	徳田地区	48
6	2月17日(月)	高階地区	33
7	2月18日(火)	御祓地区	51
8	2月20日(木)	袖ヶ江地区	26
9	2月22日(土)	和倉地区	30
10	2月26日(水)	能登島地区	43
11	2月27日(木)	南大呑地区	19
12	8月 6日(木)	中島地区	89
13	9月16日(水)	北大呑地区	10
14	9月24日(木)	田鶴浜地区	63
15	1月20日(水)	崎山地区	19

2. 七尾市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、七尾市民ふれあい福祉条例（平成16年七尾市条例第128号）の規定に基づき、七尾市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、保健福祉に関する諸計画の策定や進行管理、健康福祉に関する重要事項及び福祉施設等整備計画に関する事項を調査審議する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 地域の代表者
- (5) ボランティア団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選によりこれを選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会に、専門の事項を審議するため、次に掲げる分科会を置く。

- (1) 地域福祉分科会
- (2) 高齢者福祉分科会
- (3) 障害者福祉分科会
- (4) 児童福祉分科会

(5) 保健医療分科会

2 各分科会は、委員15人以内で組織する。

3 審議会の委員は、委員長の指名により、いずれかの分科会に属するものとする。

(委員の報酬)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年七尾市条例第43号）の定めるところによる。

(事務局)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

七尾市健康福祉審議会委員名簿（令和2年度）

五十音順

氏 名	所 属	備 考
岩 永 由起子	七尾商工会議所	
岡 田 文 貴	（一社）石川県社会福祉士会	
奥 村 義 治	（一社）七尾市医師会	
川 淵 正	七尾市ボランティア連絡協議会	
國 下 茂	七尾市健康まちづくり推進連絡会	
藏 定 伸	七尾市民生委員児童委員協議会	副委員長
国 分 由紀子	市民代表	
先 川 孝 一	石川県歯科医師会七尾歯科医師会	
櫻 井 定 宗	七尾市法人立保育連絡協議会	
佐 藤 一 郎	七尾市町会連合会	
津 田 博 美	(福)七尾市社会福祉協議会	令和3年1月13日～
(南 紀 一)	//	委員長 ～令和2年12月17日 委員 ～令和3年1月12日
松 原 隆 夫	石川県能登中部保健福祉センター	委員長 令和2年12月18日～
村 中 和 彦	七尾市立小中学校校長会	
森 光 弘	七尾市総合福祉施設協議会	
若 林 稔	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	令和2年6月23日～
(廣 澤 郁 夫)	//	～令和2年6月22日

3. 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七尾市健康福祉審議会規則（平成16年七尾市規則第75号、以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、地域福祉分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 分科会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) その他地域福祉の重要事項に関すること。

(組織)

第3条 分科会の委員（以下「委員」という。）は、規則第7条第3項に該当する者のほか、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 有識者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 事業者・施設関係者
- (5) 地域の代表
- (6) ボランティア団体代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。ただし、当初の委員の任期は、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

2 委員に、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 分科会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(意見の聴取)

第7条 分科会は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 分科会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会委員名簿（令和2年度）

五十音順

氏 名	所 属	備 考
大 森 俊 彦	市民代表	
川 淵 正	七尾市ボランティア連絡協議会	
神 野 正 博	（一社）七尾市医師会	
斉 藤 秀 雄	能登鹿北商工会	
佐 藤 一 郎	七尾市町会連合会	副会長
千 場 恵美子	七尾市女性団体協議会	
津 田 博 美	(福)七尾市社会福祉協議会	令和3年1月13日～
(南 紀 一)	//	～令和3年1月12日
久 木 稔 夫	七尾市老人クラブ連合会	令和2年6月29日～
(南 朋 之)	//	～令和2年6月28日
飛 弾 和 男	七尾市健康まちづくり推進連絡会	
本 丹 孝 一	市民代表	
松 本 清 春	石川県能登中部保健福祉センター	
守 世志子	七尾市民生委員児童委員協議会	会長
山 口 清 典	特定非営利活動法人 清寿会	
若 林 稔	七尾市地区社会福祉協議会等連合会	令和2年6月23日～
(廣 澤 郁 夫)	//	～令和2年6月22日

4. 七尾市健康福祉審議会・同地域福祉分科会開催実績(令和2年度)

開催日	内 容
令和2年 6月25日	第1回 七尾市健康福祉審議会 ・市長からの諮問事項(計画策定)について ・審議会及び各分科会の今年度の主な取組について
7月21日	第1回 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・令和元年度の主な取組実績について ・令和2年度の主な取組について ・第3次七尾市地域福祉計画の策定方針について
10月27日	第2回七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画(案)について
11月27日	第3回七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画(案)について
12月18日	第2回 七尾市健康福祉審議会 ・各計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
令和3年 1月4日～ 1月18日	パブリックコメントの実施
1月27日	第4回 七尾市健康福祉審議会地域福祉分科会 ・第3次七尾市地域福祉計画(案)について ・令和2年度の主な取組実績について
2月19日	第3回 七尾市健康福祉審議会 ・各計画(案)について ・令和2年度各分科会の取組実績について
2月24日	市長へ答申

5. 関係法令

〇七尾市民ふれあい福祉条例

希望と安心に満ちた福祉社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の下、幸せの実感を求める福祉の心は、すべての人たちが人格的にふれあって共感し、誰もが可能な限り住み慣れた地域社会の中で快適に暮らしていくことである。

そのためには、人間としての尊厳と人格の自由な発展が守られ、自ら生きがいをもって、安心して社会のあらゆる分野の活動に参加できるよう、様々なハンディキャップを持つ人たちの障壁を取り除くことが大切である。

市民の福祉は、基本的人権とそれに基づく権利・義務、社会的保障・相互扶助と自立・自助努力、社会連帯と自己責任の結合によってもたらされるものであり、人間性の尊重と個人の主体性を基本としながら、お互いの理解を深め、共に助け合い、共に生きるという考えに立ち、市、市民及び事業者が一体となって、すべての市民のための地域福祉を実現していかなければならない。

ここに、私たち七尾市民は、このような福祉のまちづくりを総合的に推進し、「希望と安心に満ちた福祉都市」を創造することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市民のより豊かで生きがいのある生活と幸せを実感する福祉の理念を明らかにし、市、市民及び事業者それぞれの責務と役割の下に、福祉のまちづくりに関する基本的事項を定め、もってその総合的推進を図る。

(基本理念)

第2条 福祉のまちづくりを推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり
- (2) 偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり
- (3) 心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり

(基本的方向)

第3条 福祉のまちづくりに関する施策は、次に掲げる基本的方向に基づき実施するものとする。

- (1) 市民がお互いに理解しあって地域で共に生きていく社会をつくるため、コミュニティの形成や住民主体の福祉ネットワーク活動を総合的に進めるなど、地域福祉推進基盤の整備を図ること。
- (2) 市民が地域社会の中で自己決定に基づき自立し、自由な意思を持って社会活動に参加できるよう生活及び都市環境における心理的かつ物理的障壁を除去するなど、バリアフリー社会を推進すること。
- (3) 市民が社会福祉の問題を自らの問題として考え、福祉のまちづくりへの参加やボランティア活動の展開など、様々な形で支え合う人間性豊かな社会の実現を目指すこと。

第2章 基本的視点と責務

(基本的視点)

第4条 福祉のまちづくりは、人間尊重、主体性尊重及び地域生活尊重の共生の理念を大切にし、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担って推進するものとする。

2 福祉サービスを有機的に提供するため、施策のあらゆる分野において福祉の視点が取り入れられるように努めるとともに、関連する施策を体系化し、総合的に推進することにより、サービス利用者の生活の質的向上を図るものとする。

(市の責務)

第5条 市は、第2条に規定する基本理念及び第3条に規定する基本的方向に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び推進に当たっては、国、県及び関係機関との連携を図るものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設で市民の利用に供するものについて、高齢者、障害者、児童その他日常生活において福祉サービスを必要とする者（以下「高齢者、障害者等」という。）の意見を尊重しながら整備を進めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、地域社会の一員として、互いに理解し、共に助け合い、支え合うことにより、福祉コミュニティの形成に努めるものとする。

2 市民は、自らが主体者となり、地域福祉の充実、確立に努めるとともに、積極的に福祉のまちづくりに参加し、市が実施する施策に協力するものとする。

3 市民は、市が実施する各種の福祉サービスを等しく受ける権利を有するとともに、その福祉サービスの提供に伴う応分の負担を負うものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、地域社会を構成する一員として、その事業活動が地域社会と密接に関わることを配慮し、福祉のまちづくりに関する市の施策に協力するものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設で市民の利用に供するものについて、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようバリアフリーのための整備を進めるものとする。

第3章 地域福祉の展開

(地域福祉計画の策定)

第8条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、地域福祉計画を策定し、社会福祉事業の健全な発達を支援するとともに、提供するサービスの適切な利用を推進するものとする。

(地域社会の連帯と共生)

第9条 市民は、地域社会の一員であり、地域福祉は住民共通の課題であることを認識し、相互の連帯を強め、自主的かつ継続的な地域の福祉活動に参加するとともに、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

2 市及び事業者は、住民主体の原則に立ちながら、地域社会を基盤として体系化された在宅福祉サービスの充実を図り、地域福祉の向上に努めるものとする。

(地域福祉の推進)

第10条 市、市民及び事業者は、協働してコミュニティの組織化に努め、多様な福祉ニーズに対応する福祉ネットワークを構築して、共に生きる理念に基づく地域福祉を推進するものとする。

(地域活動組織の連携)

第11条 社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核的な組織として、地域の福祉ニーズの把握、福祉人材の養成等、社会福祉資源の活用及び市民参加型福祉活動の展開に努めるものとする。

2 民生委員及び児童委員は、社会福祉協議会並びに社会福祉関係機関施設及び団体と連携し、地域における高齢者、障害者等の日常かつ継続的な支援体制を強化し、市民、ボランティア等と協働した福祉活動の展開に努めるものとする。

(ボランティア活動の展開)

第12条 市は、市民及び事業者の福祉に関するボランティア活動を支援するため、活動基盤の形成、活動機会の充実、社会的支援体制の整備等、必要な施策の展開に努めるものとする。

2 市民は、自らの意思により、持てる技能及び時間等の提供により、主体的にボランティア活動に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その雇用している者がボランティア活動に参加しようとするときは、業務に支障のない範囲において必要な便宜の供与に努めるとともに、自らもボランティア活動に参加するよう努めるものとする。

(福祉人材の確保)

第13条 市及び事業者は、社会福祉活動に関わる専門職員の知識及び技術を適切に評価するとともに、積極的に福祉人材の養成及び確保に努めるものとする。

(福祉教育の推進)

第14条 市は、すべての市民が相互の人格を認め合い、高齢者、障害者等に対する正しい理解を深めるため、福祉教育の実践等、地域福祉の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 市民の福祉の総合的推進

(家庭生活の維持向上)

第15条 市民は、自ら生活の自立と能力の保持に努め、家庭生活の維持及び向上を図るものとする。

(市民の生活相談援助)

第16条 市及び事業者は、生活困窮、在宅介護、児童保護、母子寡婦、保健・医療等福祉に関する市民の相談に適切に対応できるよう相談体制の整備に努めるものとする。

(子どもの権利の保護)

第17条 市、市民及び事業者は、子どもの人格の完全かつ調和のとれた発達のため、

子どもを養育する責任を持つ保護者とともに、正しい愛情と理解の下で保護されるよう努めるものとする。

(子育て支援の推進)

第18条 市は、安心して産み育てられる社会を実現するため、子育て支援の総合的施策を推進するものとする。

2 市民は、子どもが心身ともに健全な発達を保障するための家庭環境、教育・保育環境及び地域環境における子育て支援に協力するものとする。

3 事業者は、安心して産み育てられる子育て支援のため、保護者の就業機会の確保及び雇用関係の安定に協力するものとする。

(高齢者、障害者等の日常生活支援)

第19条 市は、高齢者、障害者等が快適に日常生活又は社会生活を送ることができるようにするために、在宅及び施設福祉に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、介護を必要とする高齢者、障害者等が適切な保健・医療・福祉サービスを受けられるようにするため、居宅における介護の支援体制及び社会福祉施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(成年後見等の援助活動)

第20条 市は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で財産管理や身上監護、その他の福祉的支援を必要とするものの成年後見又は地域福祉権利擁護のため、自己決定権及び自己能力を尊重の上、関係機関及び事業者と連携しながら適切な援助に努めるものとする。

(地域福祉活動への参加)

第21条 市民は、身近な生活の場において高齢者、障害者等が安心して日常生活又は社会生活を送られるように、援助を求める家族を助け、共に支え合う地域福祉活動に協力するものとする。

2 事業者は、それぞれが持つ技能や技術を十分に発揮するため、高齢者、障害者等の福祉ニーズに対応した人的及び物的環境条件を整備し、必要なときに、必要なサービスを、できる限り身近なところで提供できるよう努めるものとする。

(健康の保持増進)

第22条 市は、市民自らの健康づくりに関する意識の高揚を図るとともに、保健医療体制の充実及び良好な生活環境の維持により、市民の健康を保持し、かつ、増進するよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市、市民及び事業者は、協働して生涯を通じて健康で生きがいのある健康まちづくり運動を展開するものとする。

(保健・医療・福祉の連携)

第23条 市は、市民が必要とする在宅保健福祉サービス等について、福祉サービスと連携した保健・医療の総合的サービスを適時受けることができるよう関係機関及び事業者とともに保健・医療・福祉の連携を図り、総合的なサービス提供システムの確立とそのための基盤の整備に努めるものとする。

第5章 生涯学習活動及び就業支援等

(生涯学習等の推進)

第24条 市は、市民が住み慣れた地域において、生きがいを持って暮らすことができるよう、個人の特性に応じた多様な生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション活動等、地域の社会活動や交流に参加する機会の拡大その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 市及び事業者は、福祉制度及びサービスについての学習、介護機器等の利用体験等、福祉学習及び福祉体験機会の充実に努めるものとする。

(福祉情報の提供)

第25条 市は、多様化かつ高度化する福祉ニーズに対応し、福祉に関する情報伝達手段の充実に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(勤労者福祉の増進)

第26条 市は、勤労者福祉の向上に資するため、広く就業機会を創出し、雇用機会の拡大に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の就業支援)

第27条 市は、関係機関及び事業者と緊密に連携して高齢者、障害者等の就業機会の確保及び拡大並びに雇用関係の安定に努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等の就業についての理解を深め、市及び関係機関の施策に協力するものとする。

(就業機会の確保等)

第28条 事業者は、就業機会の確保及び雇用関係の安定に努め、その雇用する勤労者の労働環境の向上及び福利厚生 of 充実を図るとともに、その家族の福祉の増進に努めるものとする。

第6章 生活及び都市施設の整備

(快適な住環境の整備)

第29条 市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、市民が安全かつ快適に生活するための公共施設や交通環境の整備及びバリアフリー対応の住宅の普及に努めるものとする。

(公営住宅の整備)

第30条 市は、住宅に困窮する市民の生活の安定及び福祉の増進を図るため、公営住宅の整備に努めるものとする。

2 市は、前項の場合における高齢者、障害者等の住宅は、その特性に配慮し、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成9年石川県条例第5号）に基づく住宅整備基準に適合するように努めるものとする。

(一般住宅の整備)

第31条 市民は、心身の機能及び能力の低下に対応し、又は備えて、安全かつ容易に利用することができるよう、自らの住宅の整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、前条第2項の規定と同様に高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるように配慮された住宅の供給に努めるものとする。

(関係法令等に基づく施設整備)

第 32 条 市及び事業者は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）で規定する特定建築物及び石川県バリアフリー社会の推進に関する条例で規定する公益的施設及び特定公益的施設について、公共の福祉増進のため、必要な整備を進めるよう努めるものとする。

(交通環境の整備)

第 33 条 市は、高齢者、障害者等が自らの意思で安心して移動できるよう国、県及び公共交通事業者等と連携し、安全かつ快適な交通に配慮した環境整備に努めるものとする。

2 公共交通機関を所有又は管理する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用することができるよう、所轄する公共交通機関の整備、充実に努めるものとする。

(防犯及び防災対策の推進)

第 34 条 市は、高齢者、障害者等が安心して安全に日常生活又は社会生活を送ることができるようにするために、防犯及び防災に関する必要な施策を講じ、かつ、市民及び関係機関が連携する防犯・防災ネットワークの確立に努めるものとする。

第 7 章 健康福祉審議会

(健康福祉審議会)

第 35 条 市長の諮問に応じ、保健福祉に関する諸計画の策定や社会福祉に関する重要事項その他健康の増進と福祉の向上及び健康福祉施策の推進を図るため、七尾市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 8 章 雑則

(委任)

第 36 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- （1） 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- （2） 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- （3） 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。